



在日米軍駐留経費負担に係る特別協定



我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費（労務費、光熱水料等、訓練資機材調達費及び訓練移転費）を5年間負担すること等について定める。

- 我が国は、1987年（昭和62年）以降、日米地位協定において米側に負担義務がある経費の一部について、同協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。
- 新たな特別協定は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力・対処力をより一層効果的に強化するもの。日米同盟を一層強化する基盤を構築することで日米両国が一致したことを受け、日本側は、「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。
- 現行特別協定は、2022年（令和4年）3月31日に失効する（2021年（令和3年）に1年間延長）。したがって、新たな特別協定についても日切れ扱いとする必要あり。

新たな特別協定の対象期間における「同盟強靱化予算」等（概要）

1 新たな特別協定（対象期間：5年間（2022年（令和4年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日））

(1) **労務費**：在日米軍施設・区域で働く労働者のうち、23,178人の基本給等を負担（2021年度（令和3年度）の日本側負担労働者数である23,178人を維持）。

(2) **光熱水料等**：2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）は234億円、2024年度（令和6年度）は151億円、2025年度（令和7年度）及び2026年度（令和8年度）は133億円を負担（負担割合としては約61%から約35%への削減に相当）。

(3) **訓練資機材調達費**：在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費として、新たに負担。（5年間で最大200億円）

(4) **訓練移転費**：2021年度（令和3年度）と同水準（約114億円）を各年度負担。アラスカを訓練移転先の対象とする。

2 提供施設整備費（日本側が特別協定に基づき負担する経費に加え、日米地位協定の範囲内で負担している提供施設整備費等も合わせて交渉。）

在日米軍の即応性・抗たん性強化に資する事業を重点的に、5年間で最大1,641億円を負担。

3 「同盟強靱化予算」の規模

新たな特別協定の対象期間における「同盟強靱化予算」は、年平均で約2,110億円となる（2021年度（令和3年度）の在日米軍駐留経費負担は約2,017億円）。5年間で総額約1兆551億円。